

学生等の学びを継続するための緊急給付金申請について（第三次）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、国が創設した「学生等の学びを継続するための緊急給付金」について、2月24日に一次推薦を終えたところですが、令和4年3月9日付けで第三次推薦の実施の通知がありました。

通知を受けて、清和大学では、次のとおり申請を受け付けて審査を実施し、推薦枠の範囲内で日本学生支援機構に推薦しますので、希望者は、期限厳守にて手続きを行ってください。

1 対象者

令和3年度に清和大学に在籍する学生であること。

ただし、独立行政法人日本学生支援機構給付奨学生及び緊急給付金第一次及び第二次申請において推薦された者を除く。

2 要件及び必要書類

別紙「学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書（第三次）」を参照のこと。

3 推薦枠

16名

4 給付金額

一人当たり10万円。

5 申請受付期間

令和4年3月10日（木）～令和4年3月16日（木）午後4時

6 申請方法

「学生等の学びを継続するための緊急給付金申請書（第三次）」に必要事項を記入し、清和大学・短期大学部事務局学務課学生係へ提出する。

郵送の場合は、「〒292-8555 木更津市東太田 3-4-5 清和大学・短期大学部学務課学生係宛」とし、【学びを継続するための緊急給付金申請書（第三次） 在中】と朱書きのこと。

7 その他

(1) 申請者多数の場合は、学内にて選考作業を行い、結果を通知します。

(2) 第二次で申請し、「推薦に該当しなかった人」は、二次の申請書類をもって受付としますので、提出の必要はありません。

ただし、第二次の申請時から状況の変化があった場合と、申請書類の再提出又は追加提出を希望する場合は受け付けます。